

議事要旨(4) 無形資産に関する検討について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）及び市原専門研究員より、無形資産会計基準公表及び企業結合会計基準改正に伴い実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を改正する場合の検討、及び無形資産会計基準等の「公表にあたって（コメント募集）」の文案について、資料に基づき説明がなされた。

実務対応報告第 18 号は、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準に準拠して作成されている場合であっても、「研究開発費等に係る会計基準」の対象となる研究開発費に該当する支出の資産計上額は、連結決算手続上、支出時の費用とする修正を求めている。しかし、無形資産会計基準において、国際財務報告基準と同様に仮に開発費を資産計上することとした場合には、米国会計基準との関係では新たに差異が発生する。

事務局からは、上記の問題に対応して、無形資産会計基準の公表に伴い、当該項目を修正項目から削除する方向で実務対応報告第 18 号を改正する案が説明された。

ある委員より、開発費の会計処理以外にも類似した金額的重要性のある米国基準と日本基準の差異は実務上生じることとの関係、及び、費用計上されている開発費を資産計上させることの便益とコストを踏まえると、修正項目から削除する事務局案でよいとする意見があった。

別の委員より、修正項目から削除することでよいと考えるが、実務対応報告第 18 号から削除されると、米国会計基準を適用している連結子会社との差異として、他の基準により重要性に応じて修正することを意図しているのかという質問があった。これに対して事務局より、実務対応報告第 18 号における「明らかに合理的でないと認められる場合」に該当するものとして修正するのかを明確化することも考えられるが、当該実務対応報告は今後も継続的により全体的な見直しが必要になることも考えられるため、今回の改正の手当としては、開発費について修正項目から削除することでよいのではないかとする回答があった。

また、別の委員より、実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」も修正する説明があったが、コメント募集において何も触れなくてよいのか確認があった。これに対して事務局より、実務対応報告第 24 号の修正は、実務対応報告第 18 号の改正に伴い自動的に字句修正等がなされるケースであるため、実務対応報告第 18 号改正に伴う他の会計基準等についての修正として、実務対応報告第 18 号の末尾において、修正部分のみ参照する形で示している旨の回答があった。

最後に、委員長から特段の修正を要する意見はないようなので、仮に開発費を資産計上することとした場合には原案の方向で進めていきたい旨の発言があった。

以上